

(案)

令和4年 月 日 制定 (国空無機第 号)
決裁日

無人航空機操縦士実地試験実施基準

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課

(案)

第1章 総則

- 1-1 航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第132条の60の無人航空機操縦士試験員(以下「試験員」という。)が、法第132条の47第2項に基づく実地試験(法第132条の52第2項において準用する場合を含む。)は、この基準によるものとする。ただし、この基準により難いやむを得ない事由のため、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長(以下単に「無人航空機安全課長」という。)の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 1-2 実地試験は、無人航空機操縦者技能証明(以下単に「技能証明」という。)の資格の区分(一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士)ごとに、次に掲げる無人航空機の種類について行う。
 - ・ 回転翼航空機(マルチローター)
 - ・ 回転翼航空機(ヘリコプター)
 - ・ 飛行機
- 1-3 回転翼航空機(マルチローター)及び飛行機のハイブリッド型の無人航空機、又は回転翼航空機(ヘリコプター)及び飛行機のハイブリッド型の無人航空機に係る実地試験については、当該無人航空機の形態に応じ、該当する資格の区分に係る回転翼航空機(マルチローター)及び飛行機、又は回転翼航空機(ヘリコプター)及び飛行機の実地試験を行う。
- 1-4 1-2又は1-3に該当しない無人航空機に係る実地試験については、実地試験の内容について、予め無人航空機安全課長と協議すること。
- 1-5 実地試験については、技能証明の資格の区分及び無人航空機の種類ごとに、それぞれ次の試験科目について行う。
 - ・ 法第132条の86第2項第1号に掲げる飛行の方法(以下「昼間飛行」という。)かつ同項第2号に掲げる飛行の方法(以下「目視内飛行」という。)の操縦能力を問う試験科目(以下「基本」という。)
 - ・ 最大離陸重量25kg以上の無人航空機の操縦能力を問う試験科目(以下「最大離陸重量25kg未満の限定変更」という。)
 - ・ 夜間飛行の操縦能力を問う試験科目(以下「昼間飛行の限定変更」という。)
 - ・ 目視外飛行の操縦能力を問う試験科目(以下「目視内飛行の限定変更」という。)

(案)

- 1-6 基本に係る実地試験は、最大離陸重量 25kg 未満又は 25kg 以上のいずれかの無人航空機を使用して行うことができる（回転翼航空機（マルチローター）を除く）。なお、最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を使用して最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験に合格した場合、基本に係る実地試験にも合格したものとみなす回転翼航空機（マルチローター）を除く。
- 1-7 昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更に係る実地試験を最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機を使用して実施する場合（最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る技能証明を有している場合を除く。）は、これらの実地試験の開始に先立ち、最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験を行うものとする。最大離陸重量 25kg 未満の限定変更の実地試験において不合格となる事由が生じるなどにより試験員が実地試験を安全に行うことができないと判断した場合には、昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更の実地試験は行わず、不合格とする。
- 1-8 受験者は、実地試験に先立ち、学科試験に合格していなければならない。
- 1-9 実地試験は、机上試験、口述試験及び実技試験とする。
- 1-10 受験者は、最大離陸重量 25kg 未満の回転翼航空機（マルチローター）に係る実地試験を除き、必要な機体、送信機、バッテリー、充電器、燃料等の機材を持ち込んで、実地試験を受験する。
- 1-11 実地試験を実施するために必要な試験場は、最大離陸重量 25kg 未満の回転翼航空機（マルチローター）の実地試験を除き、受験者が準備する。
- 1-12 「1-8」について確認できるまで実地試験を開始しないものとする。
- 1-13 受験者が試験員の指示に従わないときは、実地試験を中止するものとする。

第2章 机上試験及び口述試験

- 2-1 机上試験及び口述試験の実施要領及び合否判定の基準は、無人航空機操縦士実地試験実施細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。
- 2-2 机上試験及び口述試験において、受験者が他の者から助言を受けたとき、その他不正の行為があったときは、実地試験を中止するものとする。

(案)

第3章 実技試験

- 3-1 実技試験の実施要領及び判定基準は、細則に定めるところによる。
- 3-2 実技試験は、告示に定める要件に適合する実機を用いて行う。
- 3-3 目視内飛行の限定変更に係る実技試験は、細則において目視内での実施が認められる場合を除き、受験者が機体を目視できない状態で実施する。
- 3-4 最大離陸重量25kg未満の限定変更、昼間飛行の限定変更又は目視内飛行の限定変更に係る実技試験を行う場合は、それぞれの限定変更に係る飛行について、次の各号のいずれかに該当すること。いずれにも該当しない場合は、これらの実技試験を開始してはならない。
 - 3-4-1 試験員が法第132条の86第3項又は第5項第2号に係る国土交通大臣による承認を取得しており、かつ、実技試験実施中であっても、試験員の判断により試験員が受験者に代わり操縦を行うことができる。
 - 3-4-2 試験員が有効な技能証明（当該飛行の方法について限定をされていないものに限る。）を有し、実技試験で使用する無人航空機が機体認証を受けており、かつ、受験者が操縦中であっても、試験員の判断により試験員が受験者に代わり操縦を行うことができる。
 - 3-4-3 受験者が法第132条の86第3項又は第5項第2号に規定された国土交通大臣による承認を取得している。
 - 3-4-4 受験者が有効な二等無人航空機操縦士の資格の区分についての技能証明を有し、かつ、実技試験で使用する機体が機体認証を受けている。
- 3-5 技能証明に係る実技試験は、屋外において実施するものとする。なお、二等無人航空機操縦士の資格の区分についての技能証明に係る実技試験であっては、細則で定める試験科目を実施できる場合には、屋内において実施してもよい。
- 3-6 実技試験において、受験者が次の各号の一に該当する場合は実地試験を中止するものとする。
 - 3-6-1 航空法等法令に違反する行為があったとき
 - 3-6-2 危険な操作を行ったとき
 - 3-6-3 受験者の操縦に起因する機体の墜落又は損傷、機体の制御不能が生じたとき
 - 3-6-4 細則で定められた飛行空域を逸脱したとき
 - 3-6-5 細則で定められた制限時間を超過したとき

(案)

- 3-6-6 他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき
- 3-7 実地試験において、次の各号の一に該当する場合は、実地試験を中止し、中止した試験については再度行うことができるものとする。
 - 3-7-1 機体、操縦装置等の実技試験に必要な機材に故障や不具合が生じ、代替機材による実技試験を実施することができないとき
 - 3-7-2 受験者の操縦に起因しない、機体の墜落又は損傷、機体の制御不能が生じたとき
 - 3-7-3 突風、降雨など気象条件により実技試験を実施できないとき
 - 3-7-4 その他受験者に起因しない原因により実地試験を実施できない事由が発生したとき

第4章 成績の判定

- 4-1 実地試験において、受験者が次の各号のいずれかに該当する場合は不合格と判定する。
 - 4-1-1 受験者が実地試験を辞退した場合
 - 4-1-2 細則で定められた合格基準を満たさない場合
 - 4-1-3 飛行の安全を確保するために必要なものとして、試験員が受験者に代わり操縦を行った場合
 - 4-1-4 1-13、2-2及び3-6の各項に該当する場合
- 4-2 基本及び各限定変更に係る実地試験は同一日に実施することができる。ただし、基本の実地試験が不合格の場合は、限定変更の実地試験についても、不合格とする。

第5章 実技試験における安全の確保

- 5-1 安全確保に関する責務
 - 5-1-1 受験者
受験者は、無人航空機の操縦を行う者として、安全の確保を最優先とした操縦を実施し、実技試験を安全に遂行するための責任を有する。
 - 5-1-2 試験員
試験員は、受験者の操縦状況や操縦能力を適切に確認できる位置において実技試験を実施する。その際、安全確保に必要と判断される場合は、実技試験中であっても受験者に代わって操縦を行う。

(案)

5-2 試験中の安全を確保するために、試験員は実技試験開始前に、受験者に試験中の安全確保に係る責務等についてブリーフィングを実施すること。

第6章 その他

実地試験の実施に関する事務処理は、「無人航空機操縦士技能証明に関する事務処理要領」に定めるところによる。

第7章 準用

第1章から第5章まで（1-8及び1-10から1-12までを除く。）の規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1-1	第132条の60の無人航空機操縦士試験員（以下「試験員」という。）	第132条の50の無人航空機講習の修了にあたって法第132条の47第2項（法第132条の52において準用する場合を含む。）の実地試験に準じて行う修了審査（以下「修了審査」という。）を行う者（以下「修了審査員」という。）
1-1	法第132条の47第1項（法第132条の52において準用する場合を含む。）の規定に基づき実地試験を行う場合	修了審査を行う場合
1-2から1-13まで、第2章、3-6及び3-7並びに第4章	実地試験	修了審査
1-5及び3-5	試験科目	審査科目
1-9及び第2章	机上試験	机上審査

(案)

1 - 9 及び第 2 章	口述試験	口述審査
1 - 9、第 3 章及び第 5 章	実技試験	実技審査
1 - 8、1 - 10、1 - 11 及び 1 - 13、2 - 2、3 - 3、3 - 4、3 - 6、3 - 7 - 2 及び 3 - 7 - 4、4 - 1 並びに第 5 章	受験者	受講者
1 - 7 及び 1 - 13、3 - 4 - 1 及び 3 - 4 - 2、4 - 1 - 3 並びに第 5 章	試験員	修了審査員

附 則 (令和 4 年 月 日付け国空無機第 号)

(施行期日)

この通達は、令和 4 年 12 月 5 日から施行する。